

○ 農産物検査法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○ 農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（品位等検査に係る種類の検査）</p> <p>第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物（玄米、精米、小麦及び大麦を除く。）にあつては農産物検査法（以下「法」という。）第二条第二項並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行う。</p> <p>（表略）</p> <p>（都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告）</p> <p>第二十八条 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつた受検者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該農産物検査を行つた登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（以下この項において「表示の除去等」という。）をした年月日</p> <p>四 表示の除去等に係る農産物の種類</p> <p>五 表示の除去等の内容</p>	<p>（品位等検査に係る種類の検査）</p> <p>第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物（玄米、精米、小麦及び大麦を除く。）にあつては農産物検査法（以下「法」という。）第二条第二項並びに農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号。第二十三条において「令」という。）第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行う。</p> <p>（表略）</p>

- 六 其他参考となるべき事項
- 2 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行った農産物の数量
 - 二 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行った農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
 - 三 其他参考となるべき事項
- 3 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第九号から第十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 命令又は登録の取消しをした登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 命令又は登録の取消しをした年月日
 - 三 命令をした場合にあつては、当該命令の内容
 - 四 其他参考となるべき事項
- 4 令第五条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 報告を求め、又は立入調査を行った農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 報告を求め、又は立入調査を行った年月日
 - 三 報告の徴収又は立入調査の結果
 - 四 其他参考となるべき事項

別記様式第二十号 (第二十五条関係) 表

第 号	農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員
官 職 氏 名	氏 名
生年月日	年 月 日
上 半 身 前 向 写 真	(押出スタンブ)
発 行 者 発 行 年 月 日	年 月 日
印	

上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員であることを証明する。

裏

農産物検査法 (抄)

(調査)

第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほか、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

別記様式第二十号 (第二十五条関係) 表

第 号	農産物検査法第31条第3項の規定により立入調査をする職員
官 職 氏 名	氏 名
生年月日	年 月 日
上 半 身 前 向 写 真	(押出スタンブ)
発 行 者 発 行 年 月 日	年 月 日
印	

上記の者は、農産物検査法第31条第3項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。

裏

農産物検査法 (抄)

第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほか、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>	<p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>
<p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。</p> <p>2 発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。</p>	<p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。</p>